

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、令和2年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を下記のとおり募集しています。

1. 募集人数および任期

- 農業委員 15名 ※定員の過半数以上が認定農業者（8名以上）となります。
任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日
- 農地利用最適化推進委員 23名 ※地区（7地区）からの募集になります。
任期：委嘱の日～令和5年7月19日（別表1参照）

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の主な業務内容

- 農地法に基づく法令業務（農業委員に議決権有）
- 農地等の利用最適化（担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進業務
- 農業者年金や広報活動等の業務
- ※地域農業における相談や調整を行う役目を担うことが主な業務となります。

2. 募集期間

- 令和2年3月2日（月）～令和2年4月20日（月）
※募集期間の中間時点と最終の応募状況をホームページにて公表を行います。

3. 選考方法

- 【農業委員】中津市が「農業委員選考委員会」を設置し選考を行い、議会の同意を得て市長が任命する。
- 【農地利用最適化推進委員】農業委員会が委嘱する。

5. 応募方法

詳しくは所定の募集要綱をご確認いただき、推薦申込書もしくは応募申込書に必要事項を記入の上、農業委員会事務局または各支所農林建設課に提出してください。（郵送の場合は締切当日の消印有効）

応募については農業委員会事務局及び各支所農林建設課にて応募要綱・応募用紙を配布しています。また中津市ホームページでダウンロードできます。

(<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2020012800069>)

問合先：農業委員会事務局
電話：0979-22-1111・内線550、551
各支所農林建設課

(別表1)

中津市農地利用最適化推進委員区域設定一覧表

区域名	人数	選 出 地 区 [行 政 区]
第1地区	3人	中津市自1番地・至2653番地、中津市大字角木、同大塚、同蛸瀬、中津市字小祝、同小祝新町、中津市大字上宮永、同下宮永、同島田、同中殿、中津市丸山町、同中央町、同豊田町、同島田本町、同宮島町、同天神町、同蛭子町、同東本町、中殿町、中津市大字牛神、同一ツ松、同宮夫、同金手、同東浜、同大新田、中津市牛神町、同沖代町の区域
第2地区	3人	中津市大字相原、同永添、同湯屋、同万田、同高瀬、同大貞、同中原、同加来、同上池永、同大悟法、同福島、同伊藤田、同北原、同犬丸の一部の区域
第3地区	3人	中津市大字上如水、同是則、同合馬、同全徳、同下池永、同定留、同諸田、同田尻、同今津同赤迫、同鍋島、同植野、同野依、同犬丸（一部を除く）の区域
第4地区	4人	三光の地域
第5地区	3人	本耶馬溪の地域
第6地区	4人	耶馬溪の地域
第7地区	3人	山国の地域

農業委員会の基礎知識

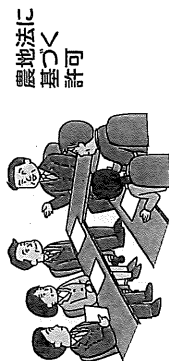
(1)

農業委員会の4つの基本的な性格

農地の確保と有効利用に向けて取り組みます

【農地行政を担う組織】

効率的な農地利用について、農業者を代表して公正に審査します。



農地法に基づき許可

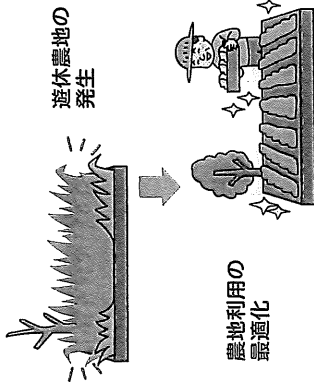


農地の利用状況調査(農地パトロール)・遊休農地対策

農地等の利用の最適化に取り組めます

【農業生産力の増進を支援する組織】

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に寄与します。



農業の担い手の育成・確保に取り組めます

【農業経営の合理化を支援する組織】

農業の担い手の育成・確保と効果的な情報の提供活動を通じて、地域農業の発展に寄与します。



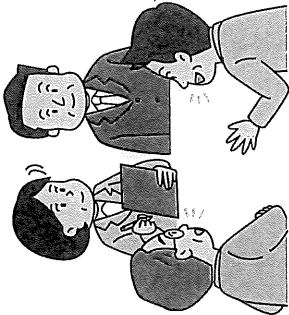
農業経営の合理化による地域農業の発展

地域の課題解決に向けて取り組みます

【農業・農村の声を代表する組織】

農業者・集落又は農業団体の声を行政・政策に反映します。

施策の改善についての意見の提出



(2)

農業委員会の事務

第1は 農業委員会法 第6条第1項事務

農業委員会だけが専属的な権限として行う事務です。

これは、農業委員による合議体である行政委員会として、農地の権利移動についての許可、農地転用申請書の受理や意見書の添付などの農地法に基づく事務等です。

また、農地に関連する税制などの事務も含まれています。

第2は 農業委員会法 第6条第2項事務

平成27年農業委員会法改正で新たに必須事務に位置付けられた「農地等の利用の最適化」とは、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を柱とした活動です。

認定農業者など担い手の規模拡大意欲と遊休農地所有者など農地の出し手への意向確認等を支援するため、「人・農地プラン」の作成・見直しなどの地域における協議の場を活用しつつ、農地中間管理機構との連携強化によって活動の成果を上げることが期待されています。

第3は 農業委員会法 第6条第3項事務

農地を有効利用するには、その対象となる農業経営の合理化が不可欠です。

このため、農業委員会は、農業経営の法人化、複式簿記の記帳や青色申告などを通じて、担い手の育成・確保を図ります。

また、地域農業の状況を把握するための調査や制度・施策・農業経営の改善に役立つ情報の提供も行います。

地域農業の発展、農業者の自主性を発揮させる観点からも、農業委員会の積極的な活動が求められています。

第4は 農業委員会法第38条に基づく意見の提出

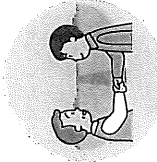
農業委員会は、農地等の利用の最適化に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければなりません。

また、改善意見の提出を受けた関係行政機関等は、その内容を考慮しなければならぬこととされています。

3 農業委員会はこんな仕事をしています

1 優良農地の確保と有効利用

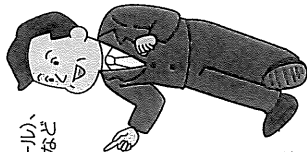
農地法に基づく許可
遊休農地所有者に対する意向確認
農地台帳による情報の一元管理



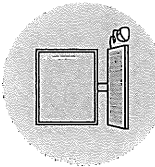
●地域の土地利用の
合意形成



●利用状況調査
(農地/バトロール)、
利用意向調査など



●人・農地プランの
作成・見直しに向けた
話し合い



●農地台帳と地図の
整備(電子化)・
活用・公表



農地の利用調整・
あわせんを行います

2 認定農業者等担い手への
農地利用の集積・集約化、
遊休農地の発生防止・解消、
新規参入の促進



●ここは
お任せ下さい



●預金
%
+
後継者

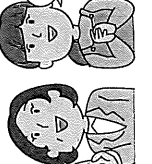
3 農業経営の合理化
に向けた地域の
世帯役活動



●農業者年金
資金



●農地の賃貸・
貸借など



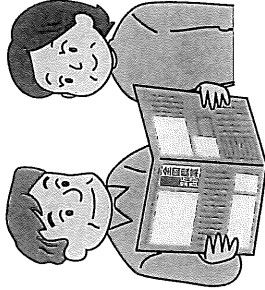
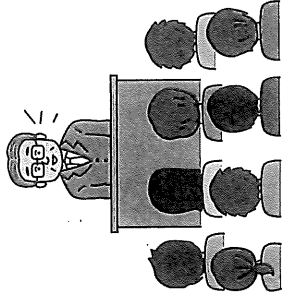
●頼もしいわ!



●何でも相談に
乗ります!

4 農業一般に関する調査・情報提供

全国農業新聞 全国農業図書
農業委員会だより



行政への意見の提出

↑意見のくみ上げ



認定農業者や集落営農組織と
農業委員会との意見交換会

5 農地等の利用の最適化を
進めるための関係行政機関等への
意見の提出

6 農業者年金の加入推進
(農業者年金制度の普及推進)



●農業者年金に
加入しませんか